

都道府県別里親委託率

		里親委託児童数 (人)	乳児院 入所児童数 (人)	児童養護施設 入所児童数 (人)	小 計	里親委託率 (%)
		①	②	③	④(①+②+③)	①/④
1	北海道	256	40	981	1,277	20.0
2	青森県	47	27	352	426	11.0
3	岩手県	41	30	322	393	10.4
4	宮城県	20	30	201	251	8.0
5	秋田県	32	20	205	257	12.5
6	山形県	15	24	206	245	6.1
7	福島県	41	16	413	470	8.7
8	茨城県	77	77	594	748	10.3
9	栃木県	47	67	484	598	7.9
10	群馬県	50	33	374	457	10.9
11	埼玉県	140	140	1,128	1,408	9.9
12	千葉県	118	42	625	785	15.0
13	東京都	339	405	2,835	3,579	9.5
14	神奈川県	93	80	773	946	9.8
15	新潟県	75	30	179	284	26.4
16	富山県	14	21	157	192	7.3
17	石川県	8	40	337	385	2.1
18	福井県	10	24	180	214	4.7
19	山梨県	51	25	211	287	17.8
20	長野県	24	47	653	724	3.3
21	岐阜県	25	36	520	581	4.3
22	静岡県	76	70	569	715	10.6
23	愛知県	86	88	904	1,078	8.0
24	三重県	55	29	425	509	10.8
25	滋賀県	50	29	167	246	20.3
26	京都府	13	24	258	295	4.4
27	大阪府	55	147	1,760	1,962	2.8
28	兵庫県	56	84	936	1,076	5.2
29	奈良県	13	32	337	382	3.4
30	和歌山県	15	31	303	349	4.3
31	鳥取県	26	20	210	256	10.2
32	島根県	28	30	160	218	12.8
33	岡山県	37	40	592	669	5.5
34	広島県	27	30	426	483	5.6
35	山口県	30	24	473	527	5.7
36	徳島県	16	39	289	344	4.7
37	香川県	11	21	137	169	6.5
38	愛媛県	9	37	500	546	1.6
39	高知県	12	17	366	395	3.0
40	福岡県	33	77	713	823	4.0
41	佐賀県	3	14	234	251	1.2
42	長崎県	14	29	575	618	2.3
43	熊本県	41	51	734	826	5.0
44	大分県	33	16	397	446	7.4
45	宮崎県	63	34	414	511	12.3
46	鹿児島県	18	39	720	777	2.3
47	沖縄県	109	15	357	481	22.7
48	札幌市	65	13	525	603	10.8
49	仙台市	22	37	130	189	11.6
50	さいたま市	25	31	172	228	11.0
51	千葉市	17	20	147	184	9.2
52	横浜市	87	56	525	668	13.0
53	川崎市	102	40	241	383	26.6
54	名古屋市	47	83	598	728	6.5
55	京都市	15	28	385	428	3.5
56	大阪市	94	169	895	1,158	8.1
57	神戸市	33	60	524	617	5.3
58	広島市	9	17	282	308	2.9
59	北九州市	27	25	394	446	6.1
60	福岡市	27	42	324	393	6.9
	計	3,022	2,942	29,828	35,792	8.4

資料:福祉行政報告例[平成17年3月31日現在]

里親委託推進事業の概要

1. 趣 旨

里親委託を推進するためには、子どもを委託する児童相談所、要保護児童を実際に養育している乳児院等の児童福祉施設、子どもを受託する里親が、相互理解を深め、それぞれが協力しながら進めていく必要があるが、児童相談所においては、中心となる児童福祉司が、児童虐待相談件数の増加に伴い、緊急的な対応を迫られており、里親委託を総合的に進める体制が十分に確保できていない。このため、児童相談所に新たに「里親委託推進員」を配置するとともに、「里親委託推進委員会」を設け、児童相談所、乳児院等の児童福祉施設及び里親との連携を図りつつ、施設から里親への子どもの委託を総合的に推進する。

2. 主な事業内容

- (1) 各都道府県又は各児童相談所管内の里親委託の目標を設定する。
- (2) 乳児院等の児童福祉施設に入所している子どものうち、本事業の対象となる子どもを特定する。
- (3) 未委託の里親に対し、子どもの委託に関する意向調査を行う。
- (4) 元施設職員やボランティア等への働きかけなどにより、新規の里親候補者の開拓を行う。
- (5) 里親候補者に対し、施設に入所している子どもとの交流の機会を設けるなど、里親体験を実施することにより、里親になるための動機付けを行う。

3. 実施主体 都道府県・指定都市・児童相談所設置市

4. 補助率 1/2 (国 1/2 都道府県・指定都市・児童相談所設置市 1/2)

※ 児童虐待・DV対策等総合支援事業の一部

都道府県別里親登録数等

		里親(全体)			専門里親			親族里親	
		登録 里親数	受託 里親数	委託 児童数	登録 里親数	受託 里親数	委託 児童数	受託 里親数	委託 児童数
1	北海道	480	163	256	18	3	3	4	7
2	青森県	127	38	47	5	2	2	1	3
3	岩手県	157	31	41	1	-	-	4	8
4	宮城県	68	18	20	-	-	-	-	-
5	秋田県	103	27	32	4	-	-	4	7
6	山形県	113	13	15	4	1	1	1	1
7	福島県	147	35	41	-	-	-	1	1
8	茨城県	179	52	77	2	1	1	-	-
9	栃木県	178	41	47	8	-	-	6	9
10	群馬県	164	38	50	1	1	2	1	1
11	埼玉県	319	103	140	15	2	2	-	-
12	千葉県	219	83	118	9	1	1	5	12
13	東京都	473	252	339	9	-	-	1	1
14	神奈川県	183	64	93	11	2	2	1	1
15	新潟県	193	54	75	4	-	-	5	8
16	富山県	64	8	14	4	-	-	1	2
17	石川県	44	8	8	-	-	-	-	-
18	福井県	60	10	10	2	2	2	-	-
19	山梨県	101	36	51	-	-	-	12	24
20	長野県	171	28	24	4	-	-	2	4
21	岐阜県	151	22	25	3	1	1	3	4
22	静岡県	389	60	76	5	1	1	7	13
23	愛知県	221	59	86	15	2	3	-	-
24	三重県	164	45	55	6	1	1	14	23
25	滋賀県	161	30	50	4	-	-	2	5
26	京都府	74	15	13	2	-	-	3	7
27	大阪府	190	40	55	6	-	-	11	17
28	兵庫県	238	65	56	6	3	3	3	5
29	奈良県	93	15	13	-	-	-	-	-
30	和歌山県	71	13	15	3	-	-	-	-
31	鳥取県	56	17	26	7	1	1	4	4
32	島根県	77	22	28	2	-	-	2	3
33	岡山県	95	29	37	14	3	3	1	2
34	広島県	99	25	27	6	-	-	-	-
35	山口県	119	21	30	6	-	-	2	4
36	徳島県	37	14	16	2	-	-	2	2
37	香川県	36	11	11	2	1	1	1	1
38	愛媛県	59	9	9	-	-	-	1	1
39	高知県	36	6	12	-	-	-	-	-
40	福岡県	90	26	33	1	-	-	1	2
41	佐賀県	36	3	3	-	-	-	-	-
42	長崎県	64	14	14	1	1	1	2	2
43	熊本県	83	31	41	6	1	1	2	3
44	大分県	61	22	33	4	-	-	1	1
45	宮崎県	118	47	63	3	1	2	2	2
46	鹿児島県	65	18	18	4	-	-	-	-
47	沖縄県	250	74	109	9	1	2	2	3
48	札幌市	115	49	65	5	1	2	1	1
49	仙台市	54	20	22	2	-	-	-	-
50	さいたま市	55	18	25	2	1	1	-	-
51	千葉市	41	13	17	3	2	2	3	4
52	横浜市	78	40	87	1	1	1	7	10
53	川崎市	101	57	102	7	3	3	2	4
54	名古屋市	81	29	47	2	-	-	1	2
55	京都市	57	11	15	2	2	1	2	2
56	大阪市	91	37	94	1	1	3	6	11
57	神戸市	60	12	33	3	-	-	1	1
58	広島市	43	6	9	4	-	-	-	-
59	北九州市	47	17	27	2	1	2	1	1
60	福岡市	43	20	27	2	1	1	1	1
	計	7,542	2,184	3,022	254	45	52	140	230

資料:福祉行政報告例[平成17年3月31日現在]

都道府県別小規模ケア等の実施状況

H18.2.1現在

	小規模グループケア									地域小規模 児童養護施設	
	乳児院		児童養護施設		児童自立支援施設		情緒障害児短期治療施設		設置済	H18	
	設置済	H18	設置済	H18	設置済	H18	設置済	H18			
1	北海道			7	8	1	1			6	7
2	青森県			4	4					1	1
3	岩手県			5	5					3	3
4	宮城県			1	1						
5	秋田県		1	2	2						
6	山形県			1	2						
7	福島県			6	6					3	4
8	茨城県			5	7					1	1
9	栃木県			4	4						1
10	群馬県			6	6					3	3
11	埼玉県			16	16					6	6
12	千葉県			3	3					1	2
13	東京都	2	4	39	43					20	32
14	神奈川県		1	11	11					2	3
15	新潟県			2	2					1	1
16	富山県			1	2						
17	石川県			4	5						
18	福井県										1
19	山梨県			2	3					1	1
20	長野県			8	10				1	1	1
21	岐阜県	1	1	6	7					2	5
22	静岡県		1	5	7					2	2
23	愛知県			3	4					3	3
24	三重県			3	3					1	3
25	滋賀県		1	4	4			1	1	1	1
26	京都府			4	4						
27	大阪府			9	9			2	2	3	4
28	兵庫県		1	5	5					1	1
29	奈良県	1	1	3	3					1	1
30	和歌山県										1
31	鳥取県		1	4	4			1	1		
32	島根県			3	3						
33	岡山県			7	8						
34	広島県			2	2					3	3
35	山口県			4	5					1	1
36	徳島県		1	2	2						
37	香川県				1						
38	愛媛県			1	2					1	1
39	高知県		1	6	6					1	1
40	福岡県	3	3	6	6					2	2
41	佐賀県			4	4						
42	長崎県			2	2					1	1
43	熊本県			8	9					1	1
44	大分県			5	5	1	1				
45	宮崎県		1								1
46	鹿児島県			4	5					1	1
47	沖縄県	1	1	1	1					1	2
48	札幌市			3	3						
49	仙台市			1	2					1	1
50	さいたま市			1	1						
51	千葉市										
52	横浜市	2	2	3	4			1	1	1	1
53	川崎市										
54	静岡市									1	1
55	名古屋市	1	1	2	4					2	4
56	京都市		1	5	5					2	2
57	大阪市	2	3	4	5					2	2
58	神戸市	3	3	6	6						
59	広島市			1	1					1	1
60	北九州市	1	1	5	5						
61	福岡市	1	2	2	3					2	2
	計	18	32	261	290	2	2	5	6	87	116

資料：家庭福祉課調べ。

児童養護施設等入所児童の権利擁護の通知等

- ①「児童の権利に関する条約」の批准
平成6年5月16日
- ②児童福祉法の改正
平成9年6月
- ③通知「児童養護施設における適切な処遇の確保について」
平成9年12月8日
 - ・運営指導・指導監査等を通じた施設処遇の実情把握と指導
 - ・事件発生の際の迅速な対応
 - ・児童福祉施設職員に対する研修・指導の充実
- ④児童福祉施設最低基準の改正
平成10年2月
 - ・施設長が懲戒に係る権限を濫用することを禁止
- ⑤通知「懲戒に係る権限の濫用禁止について」
平成10年2月
 - ・権限の濫用について詳細に規定
- ⑥児童相談所運営指針の改定
平成10年3月
 - ・児童相談所が施設入所措置を採る際に児童に対して児童が有する権利について説明
 - ・児童相談所が定期的に施設を訪問し児童と面接して児童の意向を把握
 - ・児童からの施設への苦情や不満についても訴えを傾聴し、客観的事実の把握に努めるよう指導
- ⑦通知「平成11年度児童福祉行政指導監査の実施について」
平成11年3月
 - ・指導監査の際、「体罰等懲戒権が濫用されていないか」を重点事項として実施するよう指導
- ⑧通知「児童養護施設等に対する児童の権利擁護に関する指導の徹底について」
平成11年10月
 - ・最低基準改正の趣旨が徹底されているか総点検するよう指示
- ⑨社会福祉法の成立
平成12年6月

⑩通知「児童福祉の増進のための社会事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行等に伴う児童家庭局所管の福祉サービスの利用の際の情報提供等について」

平成12年6月

- ・児童養護施設等の措置により入所される児童福祉施設について施設入所時及び児童相談所による適切な情報提供がされるように指示

⑪通知「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの方針について」

平成12年6月

社会事業法の一部改正に伴い、社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないものとされた

新たに導入される苦情解決の仕組みが円滑に機能するよう指針を示したものの

- ・苦情解決の仕組みの目的
- ・苦情解決体制（苦情受付、第三者委員等）
- ・苦情解決の手順 等について明示する

⑫通知「児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行について」

平成12年8月

苦情に対応に関する児童福祉施設の一部改正について

- ・運営適正化委員会の設置等改正の趣旨
- ・苦情の申出人の範囲

⑬子ども虐待対応の手引きの改定

平成12年11月

- ・施設内虐待への対応について助言
- ・必要な措置の内容 等について明示する

⑭通知「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」

平成13年6月

大阪府内の小学校における児童の殺傷事件を受け、児童福祉施設等における日常の安全管理、緊急時の安全確保について指導

- ・具体的な点検項目を明示

⑮通知「国籍不明な養護児童等への適切な対応について」

平成13年9月

- ・「児童の権利に関する条約」第7条の規定に基づき、国籍不明や国籍不明の児童についても相談を受理し、不利益を受けない様に指導
- ・国籍、在留資格の取得に関する援助について指導

⑯通知「被虐待児童の一時帰宅等への適切な対応について」

平成13年12月

- ・面会や一時帰宅に関する援助計画、処遇指針について明示
- ・一時帰宅に関する留意事項について指導

⑰通知「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について」

平成14年4月

- ・保育所、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、について第三者評価基準等を設け、事業の利用を促す

平成15年6月

- ・児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設について第三者評価基準等を設け、事業の利用を促す

⑱里親が行う養育に関する最低基準の改正

平成16年12月

- ・里親が懲戒に係る権限を濫用することを禁止

⑲児童福祉施設最低基準の改正

平成16年12月

- ・児童福祉施設職員が入所児童に対し、虐待等を行うことを禁止
- ・児童福祉施設職員の秘密保持義務について規定

⑳児童福祉施設最低基準の改正

平成17年2月

- ・児童福祉施設職員の専門性の確保について規定
- ・児童養護施設等について、自立支援計画の策定を義務化
- ・苦情解決における第三者委員の設置を促進

児童自立支援施設への学校教育実施予定一覧

H18.2.1現在

番号	都道府県名	施設名	導入済	H17	H18	H19 以降	備考
1	国立	武蔵野学院			☆		(中:分教室)
2	"	きぬ川学院	☆				中:分教室
3	北海道	北海道家庭学校				★	
4	"	向陽学院				★	
5	"	大沼学園				★	
6	青森県	子ども自立センターみらい	☆				分教室
7	岩手県	杜陵学園				★	
8	宮城県	さわらび学園	☆				分教室
9	秋田県	千秋学園				★	H19予定
10	山形県	朝日学園				★	
11	福島県	福島学園				★	
12	茨城県	茨城学園	☆				分教室
13	栃木県	那須学園	☆				小:分教室、中:分校
14	群馬県	ぐんま学園		☆			分校
15	埼玉県	埼玉学園	☆				小:分教室、中:分校
16	千葉県	生実学校	☆				分教室
17	東京都	誠明学園	☆				本校
18	"	萩山実務学校	☆				中:分校
19	神奈川県	おおいそ学園	☆				分校
20	新潟県	新潟学園	☆				分校
21	富山県	富山学園				★	
22	石川県	児童生活指導センター	☆				分校
23	福井県	和敬学園				★	
24	山梨県	甲陽学園				★	H20又はH21予定
25	長野県	波田学院	☆				小:分教室、中:分校
26	岐阜県	わかあゆ学園	☆				分校
27	静岡県	三方原学園	☆				分校
28	愛知県	愛知学園				★	
29	三重県	国児学園	☆				分校
30	滋賀県	淡海学園	☆				分教室
31	京都府	淇陽学校				★	
32	大阪府	修徳学院				★	
33	"	ライフサポートセンター	—	—	—	—	
34	兵庫県	明石学園	☆				分教室
35	奈良県	精華学院				★	
36	和歌山県	仙溪学園	☆				小:分教室、中:分校
37	鳥取県	喜多原学園	☆				小:分教室、中:分校
38	島根県	わかたけ学園	☆				分校
39	岡山県	成徳学校				★	
40	広島県	広島学園				★	
41	山口県	育成学校	☆				小:分教室、中:分校
42	徳島県	徳島学院	☆				小:分教室、中:分校
43	香川県	斯道学園	☆				分教室
44	愛媛県	えひめ学園	☆				小:分教室、中:分校
45	高知県	希望が丘学園	☆				分校
46	福岡県	福岡学園	☆				分校
47	佐賀県	虹の松原学園				★	H19予定
48	長崎県	開成学園	☆				分校
49	熊本県	清水が丘学園				★	
50	大分県	二豊学園				★	
51	宮崎県	みやざき学園				★	
52	鹿児島県	牧ノ原学園				★	H20予定
53	沖縄県	若夏学院	☆				小:分教室、中:分校
54	横浜市	向陽学園				★	
55	"	横浜家庭学園				★	
56	名古屋市	玉野川学園				★	
57	大阪市	阿武山学園				★	
58	神戸市	若葉学園	☆				分教室
合計			30	1	1	25	

資料:家庭福祉課調べ

平成18年度 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所 研修日程

平成18年度研修共通テーマ <児童自立支援施設のあり方を考える>

児童自立支援施設を取り巻く多様な状況に対応すべく、平成17年度「児童自立支援施設のあり方研究会報告書」をうけて今後の児童自立支援施設機能充実強化に向けて専門性の向上を目指します。

<児童自立支援施設新任職員研修>

No.	研修種別	対象者	期間	研修内容	研修会場	募集人員
1	新任施設長研修 新任施設長として児童自立支援施設運営上必要と思われる内容を学び、今後の方向性を考える研修	平成17年4月1日以降に着任した施設長	3日間 5月10日(水) ~5月12日(金)	テーマ:「子どもの権利擁護と施設運営管理」 内容:講義、グループ討議、見学等	国立武蔵野学院	30名
2	新任職員研修 (1) 短期コース 初めて児童自立支援事業に従事する職員に対する基礎的研修	児童自立支援専門員・支援員職経験が2年未満である者	3か月間 うち、研修期間 いずれか1回 ①6月5日(月) ~6月9日(金) ②6月19日(月) ~6月23日(金) ③7月3日(月) ~7月7日(金)	テーマ:「子どもの理解と対応」 内容:レポート作成、講義、演習、見学等	国立武蔵野学院 国立きぬ川学院	15名 × 3回
3	新任職員研修 (2) 実習コース 児童自立支援施設の機能を実習を通してより深く理解し具体的な支援の方法を学ぶ基礎的研修 * 新任職員短期コース各回と組み合わせることができる	児童自立支援専門員・支援員職経験が2年未満である者	3か月間 うち、実習期間 いずれか1回 ①6月12日(月) ~6月30日(金) ②6月26日(月) ~7月14日(金) ③7月10日(月) ~7月28日(金)	テーマ:「直接支援現場の実験」 内容:レポート作成、講義、演習、見学等	国立武蔵野学院 国立きぬ川学院	5名 × 3回

<児童自立支援施設専門研修>

4	課長研修 自立支援機能を統括していくために必要なスキルや今後の児童自立支援施設のあり方を考え深める研修	課長または課長職相当の者	3か月間 うち、研修期間 7月12日(水) ~7月14日(金)	テーマ:「子どもの権利擁護とケアマネジメント・サービス」 内容:レポート作成、講義、演習等	国立武蔵野学院	30名
5	中堅研修 児童自立支援施設の専門性をより向上させるための高度な知識と技術を学ぶステップアップ研修	児童自立支援専門員・児童生活支援員職経験が5年以上である者 (ただし児童福祉領域での経験をきめる等施設長の推薦がある場合はこれに限らない)	4か月間 うち、研修期間 9月4日(月) ~9月8日(金)	テーマ:「子どもの新たなニーズに対応するために ~非行と向き合う支援を考える~」 内容:レポート作成、講義、演習、見学等	国立武蔵野学院	30名
6	児童自立支援専門員研修 児童自立支援施設職員としての専門性をより高めるための研修	児童自立支援専門員職経験が5年未満である者 (ただし児童福祉領域での経験をきめる等施設長の推薦がある場合はこれに限らない)	4か月間 うち、研修期間 9月25日(月) ~9月29日(金)	テーマ:「発達障害の理解と支援」 内容:レポート作成、講義、演習、見学等	国立武蔵野学院	30名
7	児童生活支援員研修 児童自立支援施設職員としての専門性をより高めるための研修	児童生活支援員職経験が5年未満である者 (ただし児童福祉領域での経験をきめる等施設長の推薦がある場合はこれに限らない)	4か月間 うち、研修期間 11月6日(月) ~11月9日(木)	テーマ:「被虐待児の理解と支援 ~性的虐待~」 内容:レポート作成、講義、演習、見学等	国立きぬ川学院	20名
8	学科指導関係職員研修 多様化する児童自立支援施設入所児童の学習を支援するために必要な専門性を高める研修	児童自立支援施設で学科指導に関わっている教員・職員等	4か月間 うち、研修期間 7月26日(水) ~7月28日(金)	テーマ:「自立支援の理念と教科教育」 内容:レポート作成、講義、演習等	国立武蔵野学院	30名

<児童自立支援施設・児童相談所等共通研修>

9	思春期問題対応関係機関職員研修	思春期問題対応関係機関職員	3日間 3月5日(月) ~3月7日(水)	テーマ:「思春期問題の心理的ケア」 内容:グループ討議、講義、演習等	国立武蔵野学院	30名
---	-----------------	---------------	----------------------------	---------------------------------------	---------	-----

<児童相談所職員研修>

10	児童相談所一時保護所職員研修	児童相談所一時保護所 児童指導員 および保育士	①第1グループ 2月7日(水) ~2月9日(金) ②第2グループ 2月19日(月) ~2月21日(水)	共通テーマ:「一時保護所の機能充実に向けて」 内容:グループ討議、講義、演習等	国立武蔵野学院	30名 × 2回
11	里親対応関係機関職員研修	児童相談所等 里親対応担当職員	3日間 1月17日(水) ~1月19日(金)	テーマ:「子どもの権利擁護と里親支援」 内容:グループ討議、講義、演習等	国立武蔵野学院	30名

自立援助ホーム及び児童家庭支援センターの設置状況

H18.2.1現在

		自立援助ホーム				児童家庭支援センター			
		設置済	H17	H18	H19以降	設置済	H17	H18	H19以降
1	北海道				1	8			
2	青森県					1			
3	岩手県					1			
4	宮城県					1			
5	秋田県				1				
6	山形県						1		
7	福島県								
8	茨城県					1	1		
9	栃木県	1							
10	群馬県	1				2			
11	埼玉県	2				2			1
12	千葉県	1	1			1	1		
13	東京都	8	3	1					
14	神奈川県			1					
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県					2(1)			
18	福井県					1	1	1	
19	山梨県							1	
20	長野県		1						
21	岐阜県					3			
22	静岡県	1					1		
23	愛知県								
24	三重県					1			
25	滋賀県		1			1			
26	京都府						1		
27	大阪府		1			1			
28	兵庫県					2			
29	奈良県					2			
30	和歌山県								
31	鳥取県	2	2			1			
32	島根県		1						
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県			1		2	1	1	
36	徳島県					1			
37	香川県					1			
38	愛媛県					1			
39	高知県	1				1		1	
40	福岡県					1			
41	佐賀県								
42	長崎県					1			
43	熊本県				1	1			
44	大分県		1			1		1	
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県	1				1			
48	札幌市					1	1		
49	仙台市	1							
50	さいたま市								
51	千葉市					1		1	1
52	横浜市	2				1			
53	川崎市					1			
54	静岡市								
55	名古屋市	1				1			
56	京都市	1							
57	大阪市		1	1		1			
58	神戸市					1	1		
59	広島市								
60	北九州市	1				1			
61	福岡市								1
	計	24	12	4	3	50(1)	8	7	3

資料：家庭福祉課調べ

注)「設置済」の数については、平成17年度から休止又は廃止している数(自立援助ホーム2か所(東京都・仙台市)、児童家庭支援センター1か所(神戸市))を除いた数。()はモデル事業を別掲。

情緒障害児短期治療施設の設置状況

H18.2.1現在

	設置済	H17	H18	H19以降	
1	北海道	1			
2	青森県				
3	岩手県	1			
4	宮城県				
5	秋田県				
6	山形県				
7	福島県				
8	茨城県	1			
9	栃木県				
10	群馬県		1		
11	埼玉県			1	
12	千葉県				
13	東京都				
14	神奈川県				
15	新潟県				
16	富山県				
17	石川県				
18	福井県				
19	山梨県				
20	長野県	1			
21	岐阜県		1		
22	静岡県	1			
23	愛知県	2			
24	三重県				
25	滋賀県	1			
26	京都府	1			
27	大阪府	2	1		
28	兵庫県	1			
29	奈良県				
30	和歌山県				
31	鳥取県	1			
32	島根県				
33	岡山県	1			
34	広島県				
35	山口県	1			
36	徳島県				
37	香川県	1			
38	愛媛県				
39	高知県		1		
40	福岡県	1			
41	佐賀県				
42	長崎県	1			
43	熊本県	1			
44	大分県				
45	宮崎県				
46	鹿児島県	1			
47	沖縄県				
48	札幌市				
49	仙台市	1			
50	さいたま市				
51	千葉市				
52	横浜市	1			
53	川崎市				
54	静岡市				
55	名古屋市	1			
56	京都市	1			
57	大阪市	1	1		
58	神戸市				
59	広島市	1			
60	北九州市				
61	福岡市				
	計	25	2	4	1

資料:家庭福祉課調べ。

ひきこもり等保護者交流事業の概要

1. 趣 旨

子どものひきこもり・不登校対策については、これまで児童相談所等における相談、情緒障害児短期治療施設における治療、ふれあい心の友訪問援助事業（メンタルフレンド）などの「ひきこもり等児童福祉対策事業」の実施により、施策を推進してきたところである。

これらの施策に加えて、ひきこもり等の子どもをもつ保護者を対象に、これらの保護者が交流する場を設け、コーディネーター（元児童相談所職員やひきこもりの子どもをもっていた親等）の支援のもとに、ひきこもりの子どもをもった経験のある親や有識者を招いて実施する学習会や、同じ悩みをもった保護者同士が参加して実施する交流会などを実施することにより、ひきこもり等の子どもに対応する力を身につけさせるとともに、子育てに対する不安を軽減し、家庭の養育機能の強化を図る。

2. 事業内容

コーディネーターを配置し、その支援のもとに、ひきこもり等の子どもをもつ保護者を対象とした学習会や交流会などを行う

3. 実施主体 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
(社会福祉法人等に委託して実施することも可)

4. 補助率 1/2 (国 1/2 都道府県・指定都市・児童相談所設置市 1/2)

※ 児童虐待・DV対策等総合支援事業の一部

乳児院・児童養護施設・情緒障害児短期治療施設の入所率

	乳児院				児童養護施設				情緒障害児短期治療施設			
	施設数	定員	在所者	入所率	施設数	定員	在所者	入所率	施設数	定員	在所者	入所率
全 国	117	3,672	2,938	80.0%	556	33,485	30,597	91.4%	25	1,209	910	75.3%
1 北海道	2	60	51	85.0%	19	1,285	1,206	93.9%	-	-	-	-
2 青森県	3	44	31	70.5%	6	402	354	88.1%	-	-	-	-
3 岩手県	2	40	28	70.0%	6	346	340	98.3%	1	50	48	96.0%
4 宮城県	1	45	34	75.6%	1	70	69	98.6%	-	-	-	-
5 秋田県	1	30	22	73.3%	4	241	210	87.1%	-	-	-	-
6 山形県	1	30	23	76.7%	5	233	209	89.7%	-	-	-	-
7 福島県	1	40	18	45.0%	8	454	420	92.5%	-	-	-	-
8 茨城県	2	79	72	91.1%	14	807	710	88.0%	1	50	13	26.0%
9 栃木県	2	89	69	77.5%	10	640	477	74.5%	-	-	-	-
10 群馬県	2	35	32	91.4%	6	384	366	95.3%	-	-	-	-
11 埼玉県	4	185	167	90.3%	17	1,286	1,252	97.4%	-	-	-	-
12 千葉県	2	50	37	74.0%	14	850	801	94.2%	-	-	-	-
13 東京都	10	567	402	70.9%	52	2,768	2,679	96.8%	-	-	-	-
14 神奈川県	3	85	84	98.8%	17	1,209	1,111	91.9%	-	-	-	-
15 新潟県	1	30	30	100.0%	5	206	174	84.5%	-	-	-	-
16 富山県	1	24	17	70.8%	3	200	165	82.5%	-	-	-	-
17 石川県	2	49	30	61.2%	8	436	347	79.6%	-	-	-	-
18 福井県	2	32	12	37.5%	5	230	188	81.7%	-	-	-	-
19 山梨県	1	25	19	76.0%	4	210	205	97.6%	-	-	-	-
20 長野県	4	58	37	63.8%	16	726	693	95.5%	1	50	18	36.0%
21 岐阜県	2	35	35	100.0%	10	580	556	95.9%	-	-	-	-
22 静岡県	4	90	85	94.4%	12	718	660	91.9%	1	50	45	90.0%
23 愛知県	2	69	67	97.1%	17	947	921	97.3%	2	85	84	98.8%
24 三重県	2	30	28	93.3%	10	445	429	96.4%	-	-	-	-
25 滋賀県	1	30	28	93.3%	4	197	171	86.8%	1	50	47	94.0%
26 京都府	2	35	22	62.9%	6	315	238	75.6%	1	30	26	86.7%
27 大阪府	3	152	145	95.4%	26	1,966	1,862	94.7%	2	104	88	84.6%
28 兵庫県	4	110	91	82.7%	15	970	920	94.8%	1	50	45	90.0%
29 奈良県	2	45	31	68.9%	6	366	358	97.8%	-	-	-	-
30 和歌山県	1	40	37	92.5%	7	370	315	85.1%	-	-	-	-
31 鳥取県	1	20	20	100.0%	5	230	208	90.4%	1	45	39	86.7%
32 島根県	1	40	32	80.0%	3	170	156	91.8%	-	-	-	-
33 岡山県	1	50	44	88.0%	12	660	544	82.4%	1	50	34	68.0%
34 広島県	1	30	16	53.3%	8	537	460	85.7%	-	-	-	-
35 山口県	1	48	25	52.1%	10	550	492	89.5%	1	50	42	84.0%
36 徳島県	1	45	42	93.3%	7	365	312	85.5%	-	-	-	-
37 香川県	1	21	17	81.0%	3	148	140	94.6%	1	30	25	83.3%
38 愛媛県	2	60	33	55.0%	10	595	498	83.7%	-	-	-	-
39 高知県	1	30	14	46.7%	8	415	381	91.8%	-	-	-	-
40 福岡県	3	70	69	98.6%	11	811	769	94.8%	1	50	38	76.0%
41 佐賀県	1	23	18	78.3%	6	275	258	93.8%	-	-	-	-
42 長崎県	1	40	26	65.0%	11	657	629	95.7%	1	50	33	66.0%
43 熊本県	3	60	52	86.7%	12	780	752	96.4%	1	50	30	60.0%
44 大分県	1	20	18	90.0%	10	495	421	85.1%	-	-	-	-
45 宮崎県	1	35	35	100.0%	9	480	450	93.8%	-	-	-	-
46 鹿児島県	4	74	52	70.3%	14	848	769	90.7%	1	50	44	88.0%
47 沖縄県	1	20	14	70.0%	7	385	361	93.8%	-	-	-	-
48 札幌市	-	-	-	-	5	368	363	98.6%	-	-	-	-
49 仙台市	1	30	27	90.0%	4	297	286	96.3%	1	50	27	54.0%
50 さいたま市	-	-	-	-	1	50	47	94.0%	-	-	-	-
51 千葉市	1	20	18	90.0%	2	80	45	56.3%	-	-	-	-
52 横浜市	3	91	88	96.7%	6	341	321	94.1%	1	65	59	90.8%
53 川崎市	1	25	21	84.0%	2	160	137	85.6%	-	-	-	-
54 名古屋市	3	115	102	88.7%	14	695	631	90.8%	1	50	27	54.0%
55 京都市	2	43	39	90.7%	7	426	399	93.7%	1	50	23	46.0%
56 大阪市	4	210	166	79.0%	10	1,031	808	78.4%	1	50	38	76.0%
57 神戸市	3	74	55	74.3%	14	768	596	77.6%	-	-	-	-
58 広島市	1	50	18	36.0%	3	274	256	93.4%	1	50	37	74.0%
59 北九州市	1	30	29	96.7%	6	426	397	93.2%	-	-	-	-
60 福岡市	2	65	64	98.5%	3	311	305	98.1%	-	-	-	-

資料: 社会福祉施設等調査報告 [平成16年10月1日現在]

平成18年度 母子家庭就業支援関係事業の実施予定状況(都道府県等)(速報)

	都道府県					市等			
	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用奨励金事業	母子自立支援プログラム策定事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業	母子自立支援プログラム策定事業
1 北海道	◎	◎	◎	◎	△	千歳市、恵庭市、北広島市、小樽市、美瑛市、滝川市、深川市、北見市、網走市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、帯広市、釧路市、根室市、北斗市(H18.2新設)	千歳市、恵庭市、北広島市、小樽市、虻川市、赤平市、滝川市、深川市、北見市、網走市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、帯広市、釧路市、北斗市(H18.2新設)	千歳市、恵庭市、小樽市、滝川市、深川市、北見市、網走市、苫小牧市、登別市、釧路市、北斗市(H18.2新設)	
2 青森県	◎	◎		◎	○	弘前市			
3 岩手県	◎	◎	○		△	盛岡市、北上市、久慈市、一関市、陸前高田市	北上市、久慈市	北上市、久慈市	
4 宮城県	◎	◎	◎						
5 秋田県	◎	◎	◎	◎	△	能代市、湯沢市、由利本荘市、湯上市、北秋田市	由利本荘市、湯上市		
6 山形県	◎	◎	○	○		山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、寒河江市、村山市			
7 福島県	◎	◎			○				
8 茨城県	◎	◎	△						
9 栃木県	◎	◎				足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、日光市	小山市、日光市		
10 群馬県	◎	◎	○		○	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市	高崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市		
11 埼玉県	◎	◎	◎	◎	○	所沢市、狭山市、朝霞市、和光市、北本市、八潮市、三郷市	所沢市、和光市	朝霞市、和光市	
12 千葉県	◎	◎	◎	◎		八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、松戸市、流山市、我孫子市、野田市、佐倉市、木更津市、袖ヶ浦市、南房総市(H18.3合併予定)	八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、野田市、木更津市、南房総市(H18.3合併予定)	浦安市、南房総市(H18.3合併予定)	
13 東京都	◎	◎	◎	◎		千代田区、中央区、港区、新宿区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、江戸川区、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、多摩市	千代田区、中央区、港区、新宿区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、杉並区、豊島区、荒川区、足立区、江戸川区、武蔵野市、府中市、調布市、小金井市、東村山市、国分寺市、福生市、多摩市	荒川区、武蔵野市、府中市	港区、杉並区、荒川区、板橋区、小金井市
14 神奈川県	◎	◎	◎	◎		平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市	平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市	平塚市、藤沢市、秦野市、大和市、海老名市、座間市	
15 新潟県	◎	◎		◎		長岡市、柏崎市、十日町市、燕市、上越市、佐渡市			
16 富山県	◎	◎	◎	◎		高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市	高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市	高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市	
17 石川県	◎	◎	◎	◎		七尾市、小松市、輪島市、加賀市、かほく市、白山市、能美市	小松市、加賀市、かほく市、白山市、能美市	七尾市、小松市、加賀市、かほく市、白山市	
18 福井県	◎	◎	◎	◎	○	福井市、敦賀市、越前市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市	福井市、敦賀市、越前市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市	福井市、敦賀市、越前市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市	福井市、敦賀市、越前市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市
19 山梨県	◎	◎	◎	◎	○	甲府市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市	甲府市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市	甲府市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市	富士吉田市、南アルプス市、上野原市
20 長野県	◎	◎	◎		○	松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市	松本市、岡谷市、諏訪市、小諸市、伊那市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市	松本市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、茅野市、塩尻市、佐久市	
21 岐阜県	◎	◎	◎	◎		大垣市、多治見市、関市、美濃市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市	大垣市、関市、羽島市、各務原市、可児市、飛騨市、郡上市	羽島市、各務原市、飛騨市	
22 静岡県	◎	◎	◎	◎		下田市、富士宮市、磐田市、湖西市、富士市、島田市、伊豆市、伊豆の国市、沼津市、藤枝市、菊川市、三島市、御殿場市、御前崎市、熱海市、袋井市、焼津市、掛川市	下田市、富士宮市、磐田市、湖西市、富士市、島田市、伊豆市、伊豆の国市、沼津市、菊川市、御殿場市、御前崎市、熱海市、袋井市、掛川市	下田市、富士宮市、磐田市、湖西市、富士市、島田市、菊川市、三島市、御殿場市、御前崎市、熱海市、袋井市、掛川市	
23 愛知県	◎	◎	◎	◎		一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、豊明市、日進市、津島市、半田市、大府市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、豊川市、蒲郡市、田原市、清須市、愛西市	瀬戸市、春日井市、稲沢市、日進市、津島市、半田市、大府市、碧南市、安城市、知立市、豊川市、蒲郡市、田原市、清須市	春日井市、犬山市、稲沢市、碧南市、刈谷市、知立市、豊川市、蒲郡市、田原市、清須市	

24	三重県	◎	◎	◎	◎		津市、四日市市、伊勢市、松阪市、尾鷲市、熊野市、伊賀市	津市、四日市市、松阪市、熊野市、伊賀市	四日市市		
25	滋賀県	◎	◎	◎	◎		大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市	大津市、近江八幡市、守山市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市			
26	京都府	◎	◎	◎						福知山市	
27	大阪府	◎	◎	◎	◎	△	岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、茨木市、八尾市、富田林市、河内長野市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、摂津市、高石市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町	岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、茨木市、八尾市、富田林市、河内長野市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、摂津市、高石市、泉南市、交野市、大阪狭山市	豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、茨木市、八尾市、富田林市、河内長野市、和泉市、摂津市、大阪狭山市	岸和田市、豊中市、泉大津市、貝塚市、河内長野市、和泉市、柏原市、羽曳野市、四條畷市	
28	兵庫県	◎	◎	◎	◎		尼崎市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、篠山市、南あわじ市、宍粟市、朝来市、淡路市	尼崎市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、南あわじ市、宍粟市、淡路市	たつの市、川西市、三田市		
29	奈良県	◎	◎	◎	◎	○	大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市	大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市	大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、生駒市、香芝市、葛城市		
30	和歌山県	◎	◎	◎			岩出市・紀の川市・橿本市・海南市・有田市・御坊市・田辺市・新宮市	岩出市・紀の川市・橿本市・海南市・有田市・御坊市・田辺市・新宮市	御坊市		
31	鳥取県	◎	◎	◎	◎	○	鳥取市、倉吉市	鳥取市、米子市、境港市	鳥取市		
32	島根県	◎	◎	◎	◎	○	松江市	松江市、益田市	松江市		
33	岡山県	◎	◎	◎		○	瀬戸内市	瀬戸内市			
34	広島県	◎	◎	◎	◎	△	呉市、竹原市、三原市、府中市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市	三原市、府中市、三次市、大竹市、東広島市	府中市、三次市		
35	山口県	◎	◎	◎	◎	○	宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、山陽小野田市、光市、長門市、柳井市、美祿市、周南市	宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、山陽小野田市、光市、長門市、柳井市、美祿市、周南市	宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、山陽小野田市、光市、長門市、美祿市、周南市		
36	徳島県	◎	◎	◎		○	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市 ※三好市は18年3月合併予定	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市 ※三好市は18年3月合併予定			
37	香川県	◎	◎	◎			坂出市・観音寺市・さぬき市・東かがわ市・三豊市	丸亀市・坂出市・善通寺市・観音寺市・さぬき市・東かがわ市・三豊市			
38	愛媛県	◎	◎	◎			今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市	今治市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市	今治市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市		
39	高知県	◎	◎	◎		○	室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、四万十市、土佐清水市、香南市、香美市、宿毛市	安芸市、南国市、須崎市、四万十市、土佐清水市、香南市、香美市、宿毛市			
40	福岡県	◎	◎	◎	◎	○	久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、甘木市、筑後市、大川市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市	大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、甘木市、筑後市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、うきは市	筑紫野市、春日市、大野城市、古賀市、福津市		
41	佐賀県	◎	◎	◎	◎		佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市	佐賀市、唐津市、多久市、伊万里市、武雄市、小城市、嬉野市			
42	長崎県	◎	◎	◎	◎	○	佐世保市・島原市・諫早市・大村市・平戸市・松浦市・対馬市・壱岐市・五島市・西海市・豊仙市	佐世保市・島原市・諫早市・平戸市・松浦市・西海市・豊仙市	佐世保市・島原市・諫早市・大村市・平戸市・松浦市・壱岐市・五島市・西海市・豊仙市		
43	熊本県	◎	◎	◎			八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、天草市	八代市、人吉市、玉名市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、天草市	天草市		
44	大分県	◎	◎	◎	◎	○	別府市、日田市、佐伯市、中津市、杵築市、豊後大野市	別府市、日田市、佐伯市、中津市			
45	宮崎県	◎	◎	◎	◎		(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)		
46	鹿児島県	◎	◎	◎		△	鹿屋市、阿久根市、出水市、大口市、指宿市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市	鹿屋市、枕崎市、出水市、大口市、指宿市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市			
47	沖縄県	◎	◎	◎		△	那覇市、うるま市、宜野湾市、糸満市、沖縄市、豊見城市	うるま市			
	都道府県合計									平成18年度に事業実施予定の市等数	
	継続して実施(◎)	47	47	40	29	0					
	平成18年4月より実施(○)	0	0	3	1	17					
	平成18年度中に実施(△)	0	0	1	0	7	443/781	335/781	156/781	27/781	
	実施予定なし	0	0	3	17	23					

※◎は継続して実施、○は平成18年4月より実施、△は平成18年度中に実施、空欄は実施予定なしの自治体。

※母子自立支援プログラム策定事業は平成18年度から本格実施。

平成18年度 母子家庭就業支援関係事業の実施予定状況(指定都市・中核市)(速報)

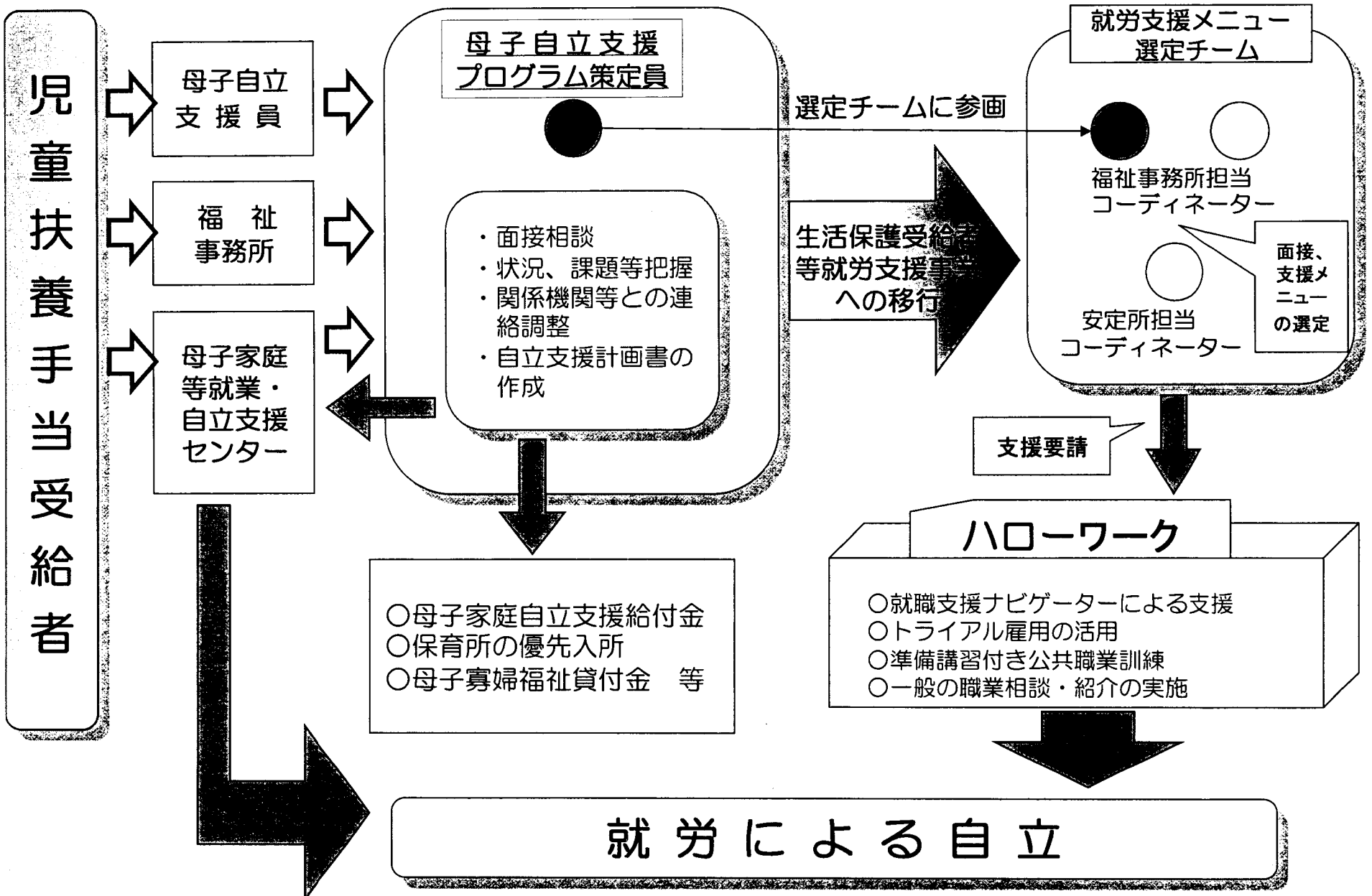
	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇員転換奨励金事業	母子自立支援プログラム策定事業
48	札幌市	◎	◎	◎	◎
49	仙台市	◎	◎	○	◎
50	さいたま市	○	◎		◎
51	千葉市	◎	◎	◎	◎
52	横浜市	◎	◎	◎	◎
53	川崎市	◎	◎	◎	◎
54	静岡市	◎	◎	◎	◎
55	名古屋市	◎	◎	◎	◎
56	京都市	◎	◎	◎	◎
57	大阪市	◎	◎	◎	◎
58	神戸市	◎	◎	△	◎
59	広島市	◎	◎	◎	
60	北九州市	◎	◎	◎	△
61	福岡市	◎	◎	◎	○
62	旭川市		◎	◎	
63	函館市	◎	◎	◎	
64	秋田市	◎	◎		
65	郡山市				
66	いわき市				
67	宇都宮市	◎	◎	◎	
68	川越市	△		◎	
69	船橋市	◎	◎	◎	◎
70	横須賀市	◎	◎	◎	◎
71	相模原市	◎	◎	◎	△
72	新潟市	◎	◎	◎	◎
73	富山市	◎	◎	◎	◎
74	金沢市	◎	◎	◎	

	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇員転換奨励金事業	母子自立支援プログラム策定事業	
75	長野市		◎	◎	◎	
76	岐阜市					
77	浜松市	○	◎	◎	◎	
78	豊橋市	◎	◎	◎		
79	豊田市	◎	◎	◎		
80	岡崎市	◎	◎	◎		
81	堺市	◎	◎	◎	◎	
82	高槻市	◎	◎			
83	東大阪市	△	◎	◎	△	
84	姫路市		◎	◎		
85	奈良市	◎	◎	◎	◎	
86	和歌山市	◎	◎	◎		
87	岡山市		○			
88	倉敷市		◎			
89	福山市	△	◎	◎	◎	
90	下関市	○	◎	○		
91	高松市	◎	◎	◎		
92	松山市	◎	◎	◎		
93	高知市	◎	◎	◎		
94	長崎市		◎	◎	◎	
95	熊本市	◎	◎	◎		
96	大分市	◎	◎	◎		
97	宮崎市	◎	◎	◎		
98	鹿児島市	◎	◎	◎		
指定都市・中核市合計	継続して実施(◎)	36	46	40	17	11
	平成18年4月より実施(○)	3	1	2	0	2
	平成18年度中に実施(△)	3	0	1	2	2
	実施予定なし	9	4	8	32	36

※◎は継続して実施、○は平成18年4月より実施、△は平成18年度中に実施、空欄は実施予定なしの自治体。

※母子自立支援プログラム策定事業は平成18年度から本格実施。

母子自立支援プログラム策定員の業務（フローチャート）



平成 17 年 11 月 30 日

政府・与党

(略)

政府・与党は、昨年 11 月の「政府・与党合意」及び累次の「基本方針」を踏まえ、かつ、地方の意見を真摯に受け止め、平成 18 年度までの三位一体の改革に係る国庫補助負担金の改革及び税源移譲について、下記のとおり合意する。

(略)

記

1. 国庫補助負担金の改革について

(略)

(2) 各分野

(略)

ロ. 社会保障

児童扶養手当 (3 / 4 → 1 / 3)、児童手当 (2 / 3 → 1 / 3)、施設費及び施設介護給付費等について、国庫補助負担金の改革及び税源移譲を実施する。

生活保護の適正化について、国は、関係者協議会において地方から提案があり、両者が一致した適正化方策について速やかに実施するとともに、地方は生活保護の適正化について真摯に取り組む。

その上で、適正化の効果が上がらない場合には、国 (政府・与党) と地方は必要な改革について早急に検討し、実施する。

(略)